

# 建設のあゆみ

11月~12月

## 完成した事業

- |    |         |        |
|----|---------|--------|
| ①  | 道路舗装工事  |        |
|    | 県道坂田池地先 | 334m   |
| // | 桜前地先    | 1,270m |
| // | 中台地先    | 400m   |
| // | 星形宮前地先  | 350m   |

### 12月着工及び工事中の事業

- |   |                      |                     |
|---|----------------------|---------------------|
| ① | 横小増築工事               | 923.2m <sup>2</sup> |
| ② | 関場青年館新築工事            | 79.2m <sup>2</sup>  |
| ③ | 上町 " "               | 82.6m <sup>2</sup>  |
| ④ | 消防署分署新築工事            | 411.9m <sup>2</sup> |
| ⑤ | 県営住宅新築工事             | 30戸                 |
| ⑥ | 町営 " "               | 10戸                 |
| ⑦ | 道路改良水路改修工事<br>宮前三本松線 | 474.5m <sup>2</sup> |
| ⑧ | 町営分譲宅地造成工事           | 37区画                |
| ⑨ | 道路舗装工事<br>東町地内       | 140m <sup>2</sup>   |
|   | 栗山火の見～カントリーエレベータ     | 200m <sup>2</sup>   |

今年もあわただしい年の瀬がやつてまいりました。年末年始はとかく酒を飲む機会が多いので、酒が原因で起る交通事故が目立っています。酒による交通事故は、他の事故原因にくらべ、重大事故となる率がきわめて多く、酒を飲むと注意力や速度に対する感覚がぶり、運転が荒くなります。自分では、しっかりしていると思っても動作が伴わず、とつさの場合に適切な措置かとれません。また、気

度違反、無理な追い越しなど、ふだんやらないような違反をするようになります。道路交通事故では酒気を帶びて車を運転することを禁じていますので、車の運転途中にあるときはもちろん、周囲の者も運転者の立場を考え、酒をすすめないようにしなければなりません。また、歩行者も酒を飲んで道路をうろついているうちに交通事故にあうケースがかなり多くなっていますが、この年金は、農業にたずさわる人々を対象に、老後の生活の安定をはかり、経営移譲の促進、経営規模の拡大などを農業の近代化のために作られました。加入しなければならない人は国民年金の被保険者で、農地等の面積が〇・五ヘクタール（五反歩）以上の人です。加入料は、年一月一日現在で五十五才未満の満60歳の人です。農地面積が〇・五ヘクタール以下（〇・三ヘ

通帳はせない

十二月十日から一月十日

飲酒運転追放強調月間

す。交通量の多い道路等では、このような行為はせひやめていただきたいものです。交通事故は一瞬のうちに被害者、また加害者をも不幸にするものです。お互に注意しましょう。

農業者年金

一月から実施

クター）の人でも希望により加入できます。農業經營を継続する見込のない人は申し出をすれば加入を免除されます。農業者年金の加入者は広報の前月号でお知らせした国民年金の所得比例制に必ず加入しなければなりません。毎月の保険料は一、五五〇円（農業者年金分七五〇円、国民年金定額分四五〇円、国民年金所得比例分三五〇円）となります。給付の種類は次のとおりです。

### 一、經營移譲年金

農業經營を譲ることを要件とし、六十才から保険料の納付期間に応じて、別表の金額となる。六十才以降に經營を譲った時は、その時から支給する。などを、この年金額は六十五才からは十分の一になります。

二、農業者老齢年金  
　経営移譲に關係なく六十  
五才から支給されます。年  
額は保険料納付月數に三  
百円を乗じた額で、五年納  
付の場合は月額千円になり  
ます。

免除された人、及び希望加入の対象で加入しなかつた人々など、農地の全部（日常生活に必要な十アール（一反歩）は残してもよい）を農業者年金の加入者や農業者年金基金などに売り渡して離農すると同時に支給される。給付金の額は昭和四十六年一月一日において五十五才をこえる者で一定の要件にあてはまる人には三十五万円、それ以外の人には十五万円となっていて、加入の手続き、保険料の納付は四十六年一月から開始されます。

給付の月額					
保険料納付済期間		5年	20年	25年	30年
給付の種類					
60才以上 65才未満 の給付	経営移譲を要 件とする給付	8,000	16,000	20,000	24,000
65才以降 の給付	経営移譲(65才に 達するまで)を要 件とする給付	800	1,600	2,000	2,400
	経営移譲の有無に かかわらず行なう 給付	1,000	4,000	5,000	6,000
	国民年金所得 比例給付	900	3,600	4,500	5,400
	国民年金定額 給付	(15年)	(30年)	(35年)	(40年)
		6,000	9,600	11,200	12,800
	計	8,700	18,800	22,700	26,600

(注) 国民年金定額給付は、定額部分への加入期間が農業者年金制度への加入期間より10年長い人の場合の計算である。

# 横芝俳諧



櫻芝年譜

行く秋の雲に溶けたり那須の  
煙土屋栗水

行く秋を喚きつぐ庭の秋桜  
石川奇水

玉虫だけし  
鳥瓜供うものなし無縫墓地

宇都木吐句玄  
鳥瓜引くにも老のよろめき  
若梅あへの  
屋根の猫九くなりたる初冬かな

田島千女  
藤代ゆう

師にもらひエコニア散りて  
たそれの秋  
渡辺ミよ子

鳥瓜枯木の家はひそとして  
静けさの心底照らす十三夜